



大口NEWS

～平成20年9月号 Vol. 1～

こんにちは。
まだまだ残暑が続きますが、いかがお過ごしでしょうか？
さて、今月より毎月、皆様にお役に立つ情報を発信していきます。
今回のテーマは、動産・債権譲渡登記利用による新融資制度（ABL）
です。

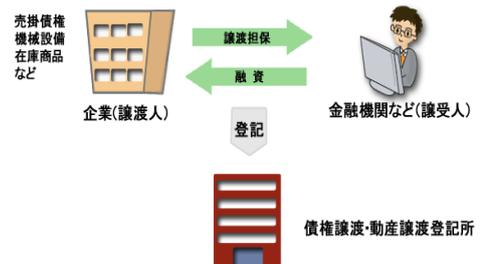
「動産・債権譲渡登記利用による新融資制度（ABL）」

ABLとは？

現在、融資における担保と言えばまだまだ不動産担保や保証人への依存が高いのが原状です。
一方で通常企業のバランスシートを見ると、売掛金や動産の占める割合が不動産価値の占める割合よりも多いです。
そこで、企業のもっている売掛債権、在庫・機械等の動産を金融機関へ担保提供することで事業資金を調達しようというのが、ABL（アセット・ベースト・レンディング）です。

メリット

- ★ 毎月の売掛金や商品在庫を担保にできるので担保を不動産に頼らなくてよい
（資産の有効活用ができる！）
- ★ 事業資金の新たな調達方法にできる
- ★ 将来の発生する債権も担保対象とできる
（例：将来発生する賃料）



既に多くの企業が金融機関からこの制度
を利用して融資を受けています！

～本内容についての詳細は、弊所までお問い合わせ下さい～

<お問合せ先>

〒541-0046 大阪市中央区平野町二丁目6番11号 大口司法書士事務所
TEL: 06-6222-6565 FAX: 06-6231-3844 E-mail: ookuchi.step21@bridge.ocn.ne.jp
ホームページ: <http://www//ookuchi-step21.jp>